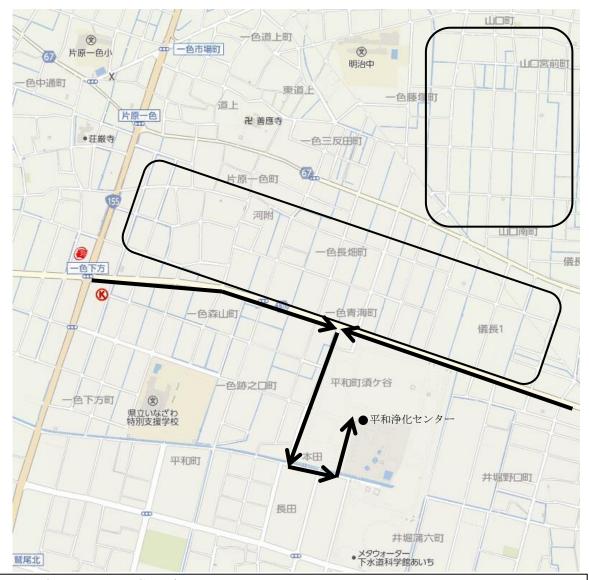
稲沢市平和浄化センター搬入時における留意事項

- ① 搬入出来るのは、一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥。
- ② 搬入日時厳守。
 - ・土・日曜日、祝休日、年末年始は休庁
 - ·午前8時30分~正午 午後1時~4時30分 搬入受付時間
- ③ 許可を受けた車両以外は使用しないこと。搬入車両は許可番号等必要事項を表示し、 変更等がある場合は速やかに届けること。
- ④ 搬入時には「し尿投入依頼票」及び、「浄化槽汚泥投入依頼票」に必要事項を記入し 受付へ提出すること。(汲み取り量は正確な数量を必ず記載すること。)
 - ・し尿、浄化槽汚泥の混載による搬入はできません。
 - ・三部複写の清掃依頼者控えは浄化槽汚泥清掃及びし尿汲み取り作業終了後依頼者 に必ず渡すこと。(必ず指定した様式を用いること。)
- ⑤ バキューム車は浄化センター内通行経路を守ること。
- ⑥ バキューム車は浄化センター内 1 0 km 以下で走行し、一旦停止を守り徐行安全運転 に努めること。
- ⑦ 使用車両は点検整備に努め、し尿及び浄化槽汚泥の液漏れには細心の注意を払うこと。道路等に液漏れ事故を起こした場合、生活環境の保全に努め直ちに適正な処置を講ずること。
- ⑧ 油分が多い浄化槽汚泥を投入しないこと。
- ⑨ 浄化槽内に発生している固形の油分は別途透明袋に入れて持込むこと。
 - ・グリストラップ(油分離槽)の油分は産業廃棄物のため持込できません。
 - ・平和浄化センターの処理に著しく悪影響を及ぼす物は搬入禁止。
- ⑩ 清掃依頼者先の担体、ろ材接触材を浄化槽汚泥と一緒に吸引した場合そのまま投入 せずに相談すること。
- ① 飲食店等油の多い管理の悪い浄化槽は、清掃前に事前に報告すること。調査を実施 し浄化センターへの汚泥を受入れが出来るかは、現場を見て判断する。
- ② し尿、浄化槽汚泥は、それぞれの投入口を使用し、投入口へ深く入れたホースは止金具に固定し投入する。搬入後はホースを洗い、投入スロープの床等汚した場合は水で洗浄し、清潔に保つこと。
- ③ 大口(20t)以上搬入は事前に予約すること。調整する場合がある。
- ④ アイドリングストップに協力すること。
- ⑤ 搬入に当たっては平和浄化センターの指示に従うこと。
- ※ 上記に違反した場合は、程度により搬入停止等処分を実施します。



平和浄化センターの搬入路について

浄化センター搬入時は、県道馬飼井掘線を利用し、枠囲み区間の農道を通行しないでください。